

国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）

に関する調査結果に基づく勧告

平成 22 年 7 月

総 務 省

## 前 書 き

法令等遵守（コンプライアンス）は、国家公務員や行政に対する信頼を確保する上で極めて重要な課題であり、その態勢を確立し職員に徹底していくことが必要である。

しかし、近年、国民の信頼を大きく損ねるような国家公務員による不祥事が相次いで発生し、平成 19 年の国家公務員（一般職）の懲戒処分数（2,597 人）は 10 年前に比べ約 1.6 倍に増加しているなどの状況にあったことから、総務省では、19 年 8 月から、全府省を対象に「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を実施し、その結果判明した課題について、21 年 3 月に、全府省に対して改善を勧告したところである。

その後、各府省は、内部通報に係る窓口の整備や通報対象範囲の拡大、セクハラ防止のための適切な相談員の配置等の改善措置を講じてきているものの、依然として、国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、総務省では、当該勧告のフォローアップ（平成 22 年 9 月）を 6 月に前倒しして行うとともに、各府省における不適正な会計経理防止対策等の実施状況を追加調査することとし、平成 22 年 4 月から、国の行政機関全体を横断的に対象とした「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」を実施した。

調査の結果、法令等遵守態勢については、改善を指摘した 288 事項中 247 事項で一定の改善措置が採られていたが、勧告後 1 年 2 か月を経過（平成 22 年 5 月末現在）しても、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものも 14 府省で 41 事項（14%）みられた。関係府省においては、早期の改善に向けて、積極的な取組を期待する。

会計経理の適正化については、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間に、17 府省中 12 府省で合計約 20 億円の不適正な会計経理が確認され、その 3 割強が「預け金」であるほか、約 6 割が補助金であることなどが明らかになった。また、不適正な会計経理が確認された 12 府省やそれ以外の府省の一部では、納品書等の 5 年間保存の義務付けや、物品等の納入業者の帳簿との突合や聞き取り調査の実施など、何らかの再発防止対策を推進中で一定の効果が上がっているものがみられたが、他方、特段の対策を講じていない府省があることなどが明らかになった。

政府においては、予算単年度の原則の下で、予算執行の現場では予算を無理やり使い切るといった無駄が生じているとの指摘があることを踏まえ、平成 22 年 3 月から、年度末の使い切り等無駄な予算執行の排除の取組が開始されたところである。各府省の不適正な会計経理防止対策の策定及び実施に当たっては、当該政府方針に沿った方策を取り入れることが重要である。また、現行の予算・会計制度の下で、年度末の会計経理などにおいて、暗黙のうちに不適正な会計経理を前提としているかのような業務システムとなっていないか点検し、必要な改善を進めていくことが重要である。

各府省においては、本調査結果を踏まえて、会計経理の適正化に向けて実効性のある取組を推進していくことを期待する。

# 目 次

	ページ
I 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告事項の改善の推進	1
II 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進	16
1 不適正な会計経理防止対策の推進	16
(1) 不適正な会計経理の発生状況	16
(2) 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施	20
2 不適正な会計経理に関する内部監査（会計監査）の強化	27

## I 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告事項の改善の推進

総務省では、国家公務員や行政に対する信頼を確保する観点から、全府省を対象に、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を実施し、その結果に基づき、平成21年3月に、全府省に対し、①国家公務員倫理法等に係る取組の推進、②セクハラ防止等の推進、③内部監査の的確かつ効果的な実施、④内部通報制度の実効性の確保、⑤非違行為に対する適切な対応の確保及び⑥法令等遵守の一層の推進の6項目について勧告したところである。

その後、各府省は、内部通報に係る窓口の整備や通報対象範囲の拡大、セクハラ相談員の適切な配置等の改善を図ってきたところであるが、依然として、国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、今回、平成22年9月に予定していた当該勧告の2回目のフォローアップを同年6月に前倒しして行った。

平成22年5月末時点の上記6項目の勧告事項別の改善措置状況は、次ページ以下のとおりであり、全体としては、改善を勧告した288事項（注1）のうち、247事項（86%）については一定の改善措置が採られていたが、改善措置を採ることについて検討中であるなど、改善があまり進んでいないもの（注2）が、別紙「改善があまり進んでいない状況一覧」のとおり41事項（14%）みられたことから、関係府省は改善を促進する必要がある。

（注）1 原則として、勧告対象機関ごとに勧告事項を整理した結果の合計である。

2 今回、平成22年5月末の時点で勧告から1年2か月が経過していることを踏まえ、依然として改善措置を採ることについて検討中としているものを、「改善があまり進んでいない」とみなした。

# ① 国家公務員倫理法等に係る取組の推進

## 勸告要旨

- (1) 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること (1府省)  
倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと (14府省)
- (2) 贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること (15府省)  
贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、閲覧場所等の必要な事項をホームページに掲載するなどにより周知を図ること (10府省)
- (3) 内部通報窓口を整備すること (2府省)  
電話・面談による通報手段、匿名による通報を受け付けることについて、規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること (15府省)

## 改善措置状況(平成22年5月末現在)

### 【主な改善措置状況】

- 定期的に倫理制度に関する研修を実施(環境省)
- 職員を対象としたアンケート等により、倫理に係る遵守事項の浸透度を把握し、研修方法等を見直し(7府省)  
[例] セルフチェックシートへの回答結果を分析し、平成22年度以降に実施する研修内容を重点化(経済産業省)
- 四半期ごとに提出漏れ防止の周知文書を発出等し、制度を周知徹底(15府省)  
[例] 贈与等報告書の提出時期ごとの注意喚起に加え、事務次官通達を発出し、提出漏れ防止を周知徹底(防衛省)
- 贈与等報告書の閲覧に関する規程等を整備し、閲覧場所等の必要事項をホームページに掲載(6府省)
- 内部通報窓口を整備(法務省(公安審査委員会)、文部科学省(文化庁))
- 電話・面談による通報手段、匿名による通報の受付、倫理監督官への通報内容・処理結果の報告について規定(9府省)  
[例] 電話・面談による通報を含む通報手段及び匿名による通報を受け付けることについて、それぞれ規程に明示(国家公安委員会(警察庁))

### 【改善があまり進んでいない状況】

- 倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握による研修方法等の見直しが十分行われていない。(内閣府、金融庁、文部科学省)  
[例] ・ アンケート調査等を実施の上、研修内容等を見直しを予定していたが、それを行っていない。(内閣府)  
・ アンケート調査等の方法を引き続き検討(金融庁)  
・ 倫理に関するチェックシートを集計・分析していない。(文部科学省)
- 贈与等報告書の閲覧場所等必要事項のホームページへの掲載等について検討中(内閣府)
- 電話・面談による通報手段、匿名による通報の受付、倫理監督官への通報内容・処理結果の報告について、規程の整備を検討中等(内閣府、宮内庁、財務省、文部科学省)  
[例] ・ 倫理監督官への報告等に関する規程の整備を含め、倫理専用の通報窓口の設置について検討(内閣府)  
・ 通報内容の信ぴょう性が疑われるような場合の倫理監督官への報告を規定することは他府省の取組を参考に検討(文部科学省)  
・ 平成21年度末までに規程の改正を予定していたところであるが、平成22年度中の改正を予定(宮内庁、財務省)

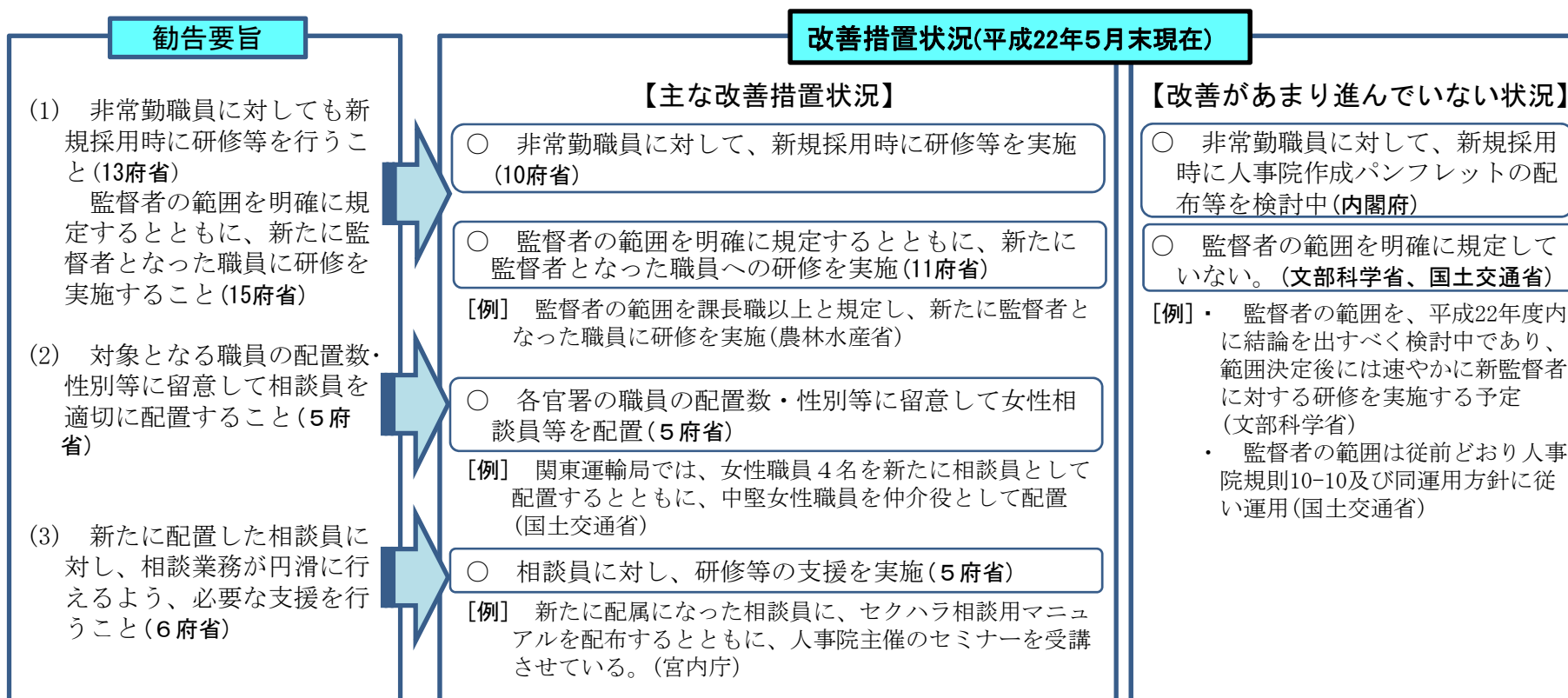


〔参考〕平成21年3月の調査結果

- (1) 遵守事項を職員に浸透させるための取組が不十分
  - ・ 新たに職員になった者にしか研修を実施していない。(1府省)
  - ・ 倫理に係る遵守事項の職員への浸透度の把握が行われていない。(14府省)
- (2) 贈与等報告に係る取組の徹底が不十分
  - ・ 事業者等からの5,000円超の贈与等について、四半期ごとに贈与等報告書を提出することと国家公務員倫理法に規定されているが、職員の失念等により、贈与等報告書の提出漏れが多数発生(15府省)
  - ・ 閲覧場所、閲覧手続等に係る規程等を策定していない、閲覧場所等についてホームページに掲載していないなど、贈与等報告書閲覧体制の整備が不十分(10府省)
- (3) 内部通報制度(※)の整備が不十分
  - ・ 倫理の保持のための内部通報窓口を整備していない。(2府省)
  - ・ 規程上、通報手段に係る規定、電話や面談を通報手段として位置付ける規定、匿名による通報を受け付ける規定、通報内容、処理結果を倫理監督官に報告する規定がない。(15府省)

(※) 内部通報制度： 職員からの倫理法令違反の通報を受け付け、処理する制度。倫理の保持のための内部通報制度について、国家公務員倫理審査会は、  
①電話・面談等多様な通報手段を認めること、②匿名による通報も受け付けること、③通報内容、処理結果を倫理監督官(事務次官等)に報告させることについて配慮を要請

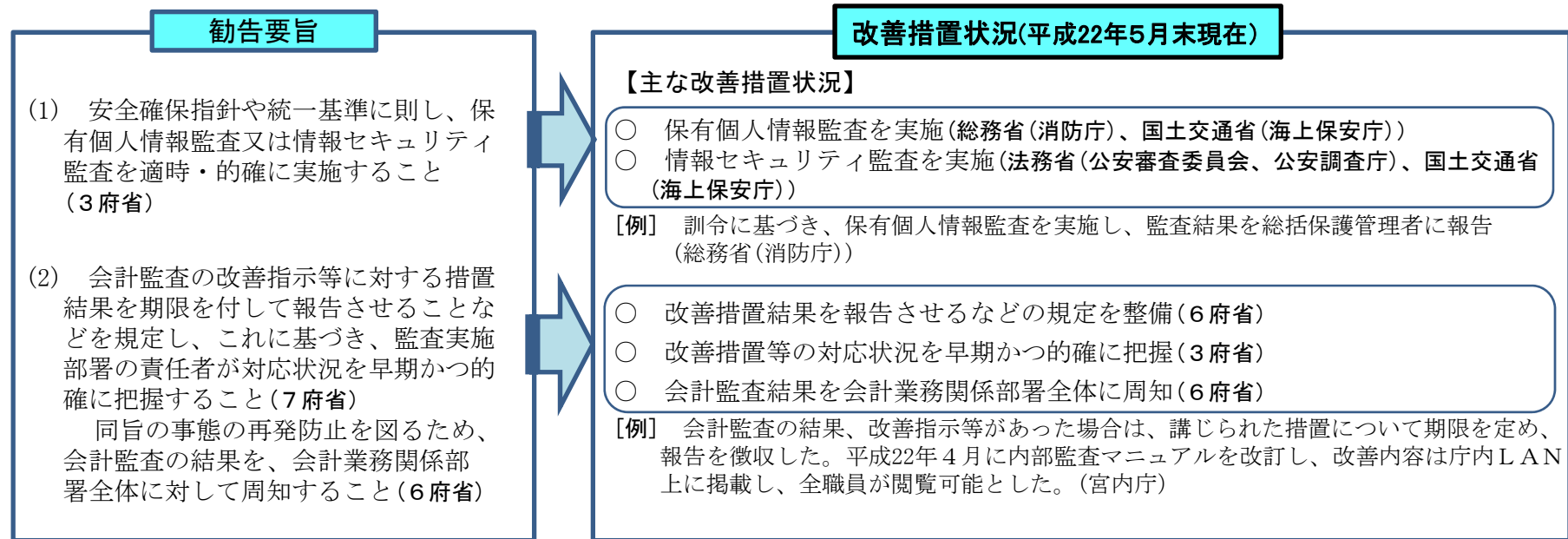
## ② セクハラ防止等の推進



↑  
【参考】平成21年3月の調査結果

- 研修等の実施が不十分
  - ・ 一般的に立場が弱いとされている非常勤職員に対して、採用時にセクハラ防止のための周知を行っていない。(13府省)
  - ・ 監督者の範囲を定めていない府省があるとともに、新たに監督者となった職員に対する研修を行っていない。(15府省)
- 相談員の配置が不適切
  - ・ 職員からのセクハラに関する苦情相談に対応するセクハラ相談員を各官署の職員の配置数や性別等に留意して配置していない。(5府省)
- 相談員に対する研修の実施等の支援が不十分
  - ・ 新規相談員の配置時に、研修や資料の配布等を行っていない。(6府省)

### ③ 内部監査の的確かつ効果的な実施



#### [参考] 平成21年3月の調査結果

各府省は、内部監査として、事務・事業の執行に関する業務監査と会計経理に関する会計監査を実施。業務監査のうち、保有個人情報や情報セキュリティの分野については、政府としての統一的な基準を踏まえ各府省が策定した規程や基準に基づき、監査を実施

(1) 規程や基準に基づき業務監査を実施していない。

- ・ 安全確保指針(※1)に則し保有個人情報監査を実施していない。(2府省)
- ・ 統一基準(※2)に則し情報セキュリティ監査を実施していない。(2府省)

(※1) 安全確保指針：「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)」(平成16年9月14日付け総管情第84号)

(※2) 統一基準：「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成17年12月13日IT戦略本部情報セキュリティ政策会議決定)

(2) 会計監査の実施が不十分

- ・ 監査結果に対する改善措置結果を報告させる旨の規定がない又は不十分(6府省)
- ・ 規程の有無にかかわらず改善措置結果の報告を行わせていない。(3府省)
- ・ 監査結果を組織全体に周知していない。(6府省)



#### ④ 内部通報制度の実効性の確保

##### 勧告要旨

- (1) 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関は、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと(2府省)
- (2) 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法の対象法令に限定している機関は、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること(2府省)  
通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関は、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為など適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること(14府省)

##### 改善措置状況(平成22年5月末現在)

###### 【主な改善措置状況】

○ ガイドラインの趣旨に則して通報規程及び通報窓口を整備(法務省(公安審査委員会)、文部科学省(文化庁))

○ ガイドラインに即して通報対象事実の範囲に職務上の法令違反行為を追加(法務省(公安調査庁)、農林水産省)

○ 通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為等の追加等(9府省)

- 【例】
- ・ 平成21年7月に関係規程を改正し、通報受付の対象に、職務外の法令違反行為を含む適正な業務の推進に資する事実を追加(外務省)
  - ・ 平成22年5月に関係規程を改正し、通報対象事実の範囲を職務外の法令等違反行為(環境省職員による違法、不当な行為に関する通報等)まで拡大(環境省)

##### 〔参考〕平成21年3月の調査結果

各府省は、内部の職員等からの法令違反等に関する通報(内部通報)を的確に処理するため、ガイドライン(※)において、内部規程の作成、総合的な窓口の設置等通報処理の仕組みを整備することなどを申し合わせている。また、同ガイドラインでは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に規定されている対象法令違反に加え、「当該行政機関についての法令違反行為」(職務上の法令違反行為)及び「適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実」が通報対象範囲とされている。

(※) ガイドライン：「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)

- (1) 通報規程や窓口が未整備
  - ・ 通報規程や通報窓口を整備していない。(2府省)
- (2) 通報対象範囲の拡大の余地
  - ・ ガイドラインに則さず、通報対象範囲を公益通報者保護法に規定されている対象法令違反に限定している。(2府省)
  - ・ 職務上の法令違反行為を通報対象範囲としている機関は、通報対象範囲を職務外の法令違反行為などに拡大する余地あり。(14府省)

## ⑤ 非違行為に対する適切な対応の確保

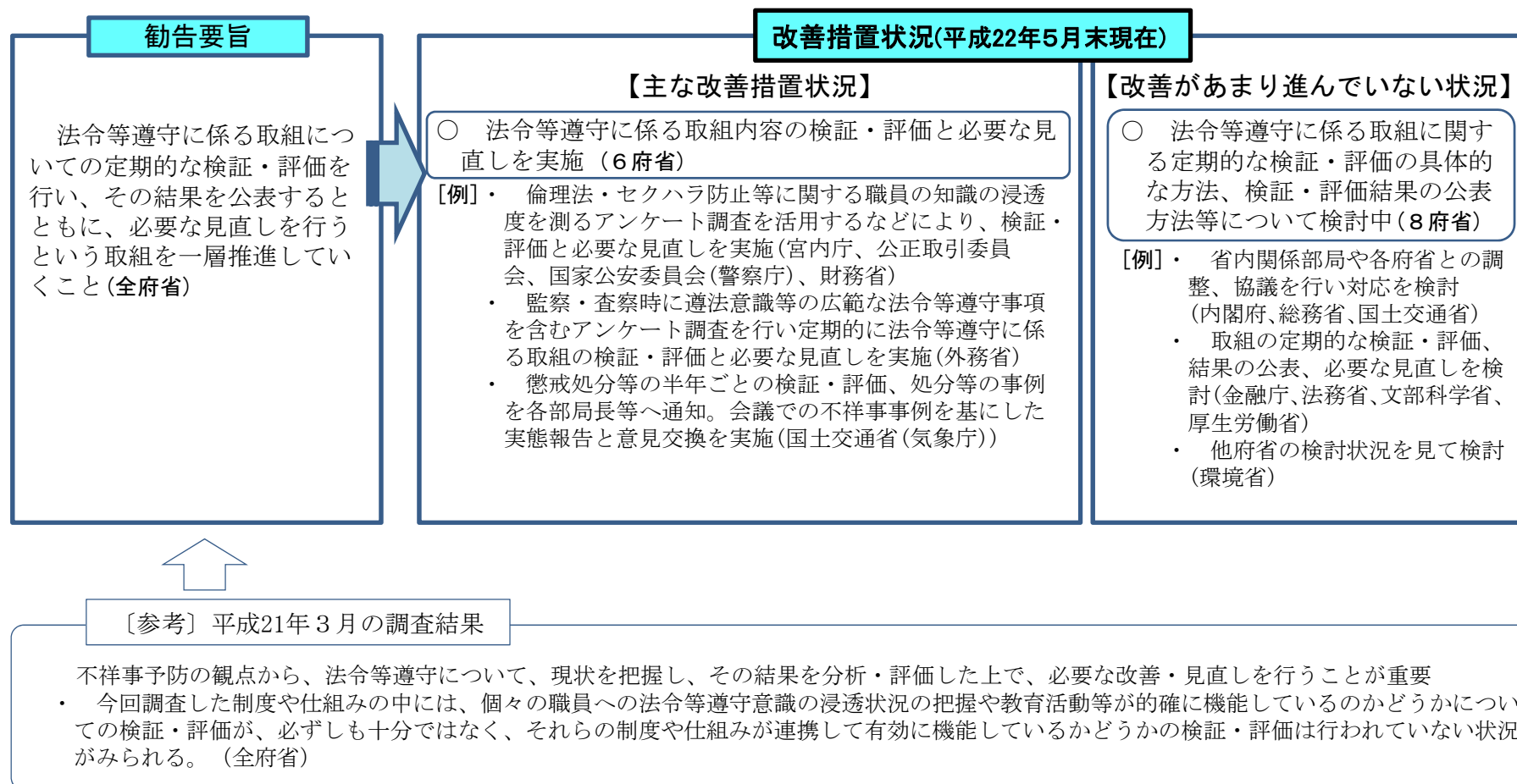
勧告要旨	改善措置状況(平成22年5月末現在)
<p>(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手順を規定すること(13府省)</li> </ul>	<p><b>【主な改善措置状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非違行為の速報・連絡の体制、手順に関する規程を整備(6府省)</li> <li><b>【例】</b> 平成22年5月に、非違行為発生時の速報・連絡体制について規定し、管区等へ通知するとともに連絡体制の構築を指示(国土交通省(気象庁))</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 矯正措置に係る規定を明定していない本府省等にあつては、規程を策定し職員に明示すること(6府省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 矯正措置に係る規程を整備(4府省)</li> <li><b>【例】</b> 平成21年9月に「公安審査委員会事務局職員の訓告等に関する訓令」を策定し、矯正措置に係る規定を職員に明示(法務省(公安審査委員会))</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既に当該規程を策定している本府省等にあつても、矯正措置の量定について、基準を設けること(13府省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 矯正措置に係る量定基準の策定に取組み(国土交通省、防衛省)</li> <li><b>【例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通違反、交通事故については既に基準を設け運用中。それ以外のものについても、今後可能なものから順次基準化に取組み(国土交通省)</li> <li>・ 平成22年10月を目途に、各機関等で統一した懲戒及び訓戒等の処分の量定基準の訓令を策定中(防衛省)</li> </ul> </li> </ul>
<p>(2) 懲戒処分の適正な公表</p> <p>人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表すること(3府省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事院の公表指針を踏まえ、適切に公表を行うことを徹底(法務省、農林水産省、国土交通省)</li> </ul>
<p>(3) 再発防止対策の一層の推進</p> <p>厚生労働省は、法令等遵守の確立に向けた一層の推進を図る観点から、職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るなどの取組を行うこと(1府省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各労働局に対し、不正経理、非違行為に対する再発防止等を含めた法令遵守と職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るよう指示。具体的な不正事案を基にした研修の充実(厚生労働省)</li> </ul>
	<p><b>【改善があまり進んでいない状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非違行為の速報・連絡の体制、手順に関する規程の整備を検討中等(内閣府、公正取引委員会、外務省、環境省)</li> <li><b>【例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程を設けている他省庁の例を参考等に検討(内閣府、外務省)</li> <li>・ 他府省の検討状況を見つつ、平成22年度中を目途に検討(環境省)</li> <li>・ 平成21年度中を目途に規程の策定を予定していたところであるが、平成22年中の策定を予定(公正取引委員会)</li> </ul> </li> <li>○ 矯正措置に係る量定基準の策定を検討中(11府省)</li> <li><b>【例】</b> 量定の基準を設けることについて、他府省の例を参考等に検討(11府省)</li> </ul>



〔参考〕平成21年3月の調査結果

- (1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保  
非違行為について迅速かつ組織的に対応するためには、速報・連絡体制の確立が重要  
懲戒処分に至らない訓告・厳重注意等の矯正措置は、法令上の措置ではなく、その取扱いは各府省の措置権者にゆだねられた指導監督上のものであるが、公平性・透明性の確保のため、規程の整備が必要  
即応体制、処分等手続について規程の整備状況をみると、
  - 非違行為の速報・連絡体制の手順等に関する規程を整備していない。(13府省)
  - 矯正措置に係る規程を整備していない。(6府省)
  - 矯正措置全般に係る量定基準を規程として整備している機関はない。(13府省)
- (2) 懲戒処分の適正な公表  
人事院は、「懲戒処分の公表指針」(※)において、①「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分」及び②「職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分」については、原則として事案の概要等を公表することと規定
  - ・ 平成17年から19年7月末までに行われた懲戒処分事案から抽出した184件について、当該公表指針に照らしたところ、公表対象と考えられるにもかかわらず、12件が未公表(3府省)
    - (※) 懲戒処分の公表指針：「懲戒処分の公表指針について(通知)」(平成15年11月10日付け総参-786人事院事務総長通知)
- (3) 再発防止対策の一層の推進  
都道府県労働局の一連の不正経理事案(平成17年次、18年次の会計検査で発覚)に対して、厚生労働省は再発防止策を実施
  - ・ 平成18年11月、平成20年12月に要綱を策定し、再発防止策の点検・評価、法令等遵守の徹底等の取組により、一定の効果。  
しかし、職員間での情報共有の徹底など一層取り組む余地(1府省)

## ⑥ 法令等遵守の一層の推進



※ 上記のほか、改善があまり進んでいない事項として、セクハラ防止に関する意識調査等の実施や相談事案の把握・分析及び内部通報窓口の契約先労働者への周知がある。(別紙「改善があまり進んでいない状況一覧」参照)

改善があまり進んでいない状況一覧

勸告事項 (平成21年3月27日)	回答要旨 (平成22年5月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
1 法令等遵守に係る取組の推進 (1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進 ① (略) また、倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握及び当該結果の活用により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと。	内閣府	本年度実施した新採用職員研修(平成22年4月実施)において、国家公務員倫理について取り上げており、職員への周知を図った。 また、内閣府本府幹部会(平成22年5月11日)において、国家公務員倫理審査会事務局長による国家公務員倫理に関する講演を実施し、幹部職員への周知を図った。
	金融庁	倫理に係る遵守事項の浸透度を把握するための具体的な方策(アンケート調査等)を引き続き検討し、必要に応じて研修内容等の見直しを行いたい。
	文部科学省	平成21年12月の「倫理週間」中に倫理に関する研修を行うとともに全職員に対して倫理に関するチェックシートを配付し、倫理に係る遵守事項の周知・啓発を行った。 今後も引き続き、倫理に関するチェックシートを配付する等、倫理に係る遵守事項の周知・啓発を行うとともに、効果的かつ効率的な研修を実施するための手法の検討を行う。
② 贈与等報告制度について ii) 贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、贈与等報告書の閲覧場所や閲覧時間などの必要な事項について、ホームページに掲載するなどにより周知を図ること。	内閣府	閲覧場所等のホームページへの掲載などについて、今後、人事院や他省庁の例を参考に検討する。
③ 倫理の保持のための内部通報制度について、 ii) 内部通報窓口を設置している機関にあっては、①電話・面談による通報を認め、これらを含む通報手段について、④匿名による通報を受け付け	内閣府	内部通報の受け皿として、「法令遵守対応室」の窓口があり、倫理に関する情報も受け付けている。 当該窓口は、倫理専用として設けられたものではないため、倫理審査会からの要請内容に合致していない部分もあることから、別途、倫理専用の通報窓口の設置について、通報手段・方法や倫理監督官への報告等に関する規定の整備を含め検討する。
	宮内庁	当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規(平成18年3月31日宮内庁長官決裁)」及び「宮内庁公益通報処理要領(平成18年3月31日長官官房秘書課長決裁)」について、通報手段及び匿名による通報を受け付けることなどを明示するための改

勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回 答 要 旨	
	府省名	(平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)
ることについて、それぞれ規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること。		<p>正を平成 22 年度中に行うべく、引き続き検討している。</p> <p>また、改正後の規程については、各部局に通知するとともに職員情報ボードにおいて各職員に周知することとしている。</p> <p>(参考：平成 21 年 9 月 28 日時点の回答要旨)</p> <p>左記の勸告内容に従い、通報手段、匿名による通報を受け付けることなどを規程に明示する予定であるが、現在、どのように盛り込むべきか、検討中であり、その結果を踏まえて、当庁における内部通報制度に関する規程である「宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規（平成 18 年 3 月 31 日宮内庁長官決裁）」及び「宮内庁公益通報処理要領（平成 18 年 3 月 31 日長官官房秘書課長決裁）を改正する予定である。</p> <p>また、改正後の規程について職員情報ボードにおいて職員に周知することを予定している。なお、実施については、平成 22 年度からを予定している。</p>
	財務省	<p>通報手段及び匿名の通報についても情報提供として取り扱うことについて、今年度中を目途に規程に明示し、関係機関に通知するとともに、パブリックフォルダに掲載することを予定している。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容等を報告する仕組みについても、今年度中を目途に規程上明確にすることを予定している。</p> <p>(参考：平成 21 年 10 月 2 日時点の回答要旨)</p> <p>これまでも内部通報制度における通報手段を限定しておらず、匿名による通報についても適切に対応しているところであるが、今回の勸告を踏まえ、平成 21 年度中に規程を整備することを予定している。</p> <p>また、倫理監督官に対し、通報内容等を報告する仕組みについても、平成 21 年度中に規程を整備することを予定している。</p>
	文部科学省	<p>倫理に関する通報が寄せられた際に、倫理監督官へ通報内容等を報告する仕組みを規程上明確化することについては、通報内容の信ぴょう性が疑われるような場合の対応方法について、他府省の取組を参考にするなどにより、明確化するための手法を引き続き検討している。</p>
(2) セクハラ防止等の推進 関係府省は、セクハラの防止を	内閣府	<p>人事院が作成するセクハラに関するパンフレットの配布や相談員・相談窓口の周知を採用時に行うことを検討する。</p>

勸告事項 (平成21年3月27日)	回答要旨 (平成22年5月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
<p>推進し、発生したセクハラ事案等に適切に対応する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>また、非常勤職員に対しても新規採用時に研修等を行うこと。</p>		
<p>さらに、監督者の範囲を明確に規定するとともに、新たに監督者となった職員に対して研修を実施すること。</p>	文部科学省	監督者の範囲を、「課室長以上」とする場合や「係長以上」とする場合等について、年度内に結論を出すべく引き続き検討中であり、監督者の範囲が決定された際には速やかに新監督者に対する研修を実施する予定である。
	国土交通省	国土交通省本省においては、監督者の範囲については、従前どおり、人事院規則10-10及び同運用方針に従い運用をしているところ。 また、今後も新たな監督者に対する研修を実施していくこととする。
<p>② (略)</p> <p>また、意識調査の実施等、効果的な研修等の方法を検討し、セクハラ防止の一層の推進に努めること。</p>	内閣府	今後、他省庁の取組を参考に検討する。
	金融庁	セクハラ防止に係る浸透度を把握するための具体的な方策(アンケート調査等)を引き続き検討するとともに、研修の内容について、他府省の事例を教材として使用するなど、効果的な研修等を実施することとしたい。
<p>⑥ 定期的に相談事案について把握・分析を行い、その結果をセクハラ防止対策に有効活用すること。</p>	内閣府	各部局の相談員補助者に相談があった場合には、速やかに人事当局に報告するよう指導していることから、人事当局の相談員が受けた相談事案と併せて、今後、参考となる事例があった場合に、引き続き職員向けのセクハラ防止に関する資料に加えて周知することを検討する。
	総務省	引き続き、セクハラに関する相談事案が発生するようであれば、その都度部局から詳細を把握する等、内容を分析の上、防止対策への有効活用についても検討することとしている。
	国土交通省	国土交通省本省においては、引き続き相談事案の情報共有の徹底を図り、セクハラ防止対策への有効活用について検討する。

勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回答要旨 (平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
<p>(4) 内部通報制度の実効性の確保</p> <p>関係府省は、内部通報制度を効果的に運用し、法令等遵守の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>③ 内部通報制度及び内部通報窓口の担当部署、連絡先等を的確に通報対象者に対して周知するため、職員に対してイントラネット等を用い周知するとともに、契約先の労働者等に対してホームページ等を用いた周知を行うこと。</p>	文部科学省	契約先の労働者等への周知方法について、引き続きホームページへの掲載や他の効果的な周知方法について、年度内を目途に結論を出すべく検討中である。
	環境省	内部通報制度及び通報窓口について、引き続き職員ポータルサイトを活用し周知した。また、契約先の労働者に対しての周知については、他の府省の検討状況を見つつ、平成 22 年度中を目途に引き続き周知方法等を検討する。
<p>2 非違行為に対する適切な対応の確保</p> <p>(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保</p> <p>関係府省は、非違行為への迅速・的確な対応及び処分等の公平性・透明性を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手順を規定すること。</p>	内閣府	手順に関する規定がないことによる運用上の支障は生じていないところであるが、今後、規定を設けている他省庁の例を参考に検討する。
	公正取引委員会	非違行為発生時の情報伝達手続等に関する規程については、 <u>年内</u> に策定するよう作業を進めることとする。 <b>(参考：平成 21 年 10 月 13 日時点の回答要旨)</b> <u>今年度中</u> を目途に、非違行為発生時の情報伝達手続等に関する規程を策定することとする。
	外務省	当省においては非違行為が発出した場合の情報伝達・共有の手順は確立しており、明文の規定がないことのみをもって情報の迅速・的確な伝達が確保されないわけではない。さらに、非違行為への対応にあたっては、その具体的対応において情報の取扱いを個別に判断する必要があるが、勧告の趣旨を踏まえ、今後、手順を規定することを含め引き続き検討していく。
	環境省	非違行為発生時における組織内部の伝達手順については、他府省の検討状況を見つつ、平成 22 年度中を目途に引き続き検討を行う。



勸告事項 (平成 21 年 3 月 27 日)	回 答 要 旨 (平成 22 年 5 月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
② (略) また、既に当該規程を策定している本府省等にあっても、矯正措置の量定について、公平・公正性や透明性が担保されるよう基準を設けること。	内閣府	量定の基準等を設けることについては、今後、他省庁の例を参考に検討する。
	公正取引委員会	矯正措置の量定については、引き続き公平・公正性や透明性が担保されるような基準を設けることについて検討を行い、年度内に結論を得ることとする。
	国家公安委員会	矯正措置については、過去の事例等を踏まえて適切に実施しているところであり、量定について基準を設けることについては、他省庁の基準等を踏まえて、引き続き検討することとしている。
	総務省	基準の設定につき、引き続き検討中である。
	法務省	矯正措置の量定に係る基準については、他省庁の取扱い等を参考に引き続き検討中である。
	外務省	処分の量定に係る基準の作成については、非違行為に係る個別事情に応じて個別具体的に判断されるべきであるにもかかわらず、かかる個別事情よりも基準に定められた量定に大きく影響されることとなりかねないといった側面等を考慮する必要がある、かかる基準を作成するか否かの判断は、個々の具体的な事案に直面している任免権者の責任において個別に判断されるべきものと考えているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後基準を設けることを含め引き続き検討していく。
	財務省	国税庁においては、今回の勧告を踏まえ、他府省における取組等を参考に、引き続き、今後の課題として検討してまいりたい。
	文部科学省	過去の事例や他省庁の基準等について調査しているところであり、引き続き検討を行う。
	厚生労働省	厚生労働省においては、矯正措置について、現行の「厚生労働省職員の訓告等に関する規程」(平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省訓第 13 号)に基づき、過去の事例等を参照して、適切に対処しているところであるが、公平性を確保するため、他省庁の量定の考え方を考慮しつつ、引き続き、基準化を検討する。
	農林水産省	引き続き、交通法規違反事案以外についても事案の蓄積による類型化が可能なものがあるかどうかを検討することとしている。
環境省	公平・公正性及び透明性が担保された矯正措置の量定基準について、他府省の基準を参考にしつつ、引き続き検討を行う。	

勸告事項 (平成21年3月27日)	回答要旨 (平成22年5月末現在の改善措置状況)	
	府省名	
3 法令等遵守の一層の推進 各府省は、法令等遵守を一層推進し、不祥事を予防する観点から、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うという取組を一層推進していく必要がある。	内閣府	法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価の具体的な方法については、法令等遵守の対象範囲、具体的な検証・評価の手法、検証・評価の成果の公表手法等につき制度を所管する行政機関と十分な協議を行い、引き続き検討を行う。
	金融庁	現在も法令等遵守をより一層推進していくために、積極的な取組を行っているところであるものの、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価、その結果の公表等について引き続き必要に応じ見直し・検討を行っていききたい。
	総務省	総務省においては、本勸告事項(「法令等遵守の一層の推進」)について、今後とも必要に応じて関係部局間等において協議し、対応を検討する予定 なお、公害等調整委員会及び消防庁においては、必要に応じ、今後とも本省関係部局等と協議し、対応を検討していく予定
	法務省	法令等遵守に係る取組に関する定期的な検証・評価の具体的な方法、検証・評価結果の公表方法については、引き続き検討中である。 なお、法令等遵守に必要な見直しについては、今後とも、適切に実施していくこととしている。
	文部科学省	引き続き、法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価・公表等の検討、また、必要な見直しを適切に実施していくこととしている。
	厚生労働省	厚生労働省の法令等遵守については、平成18年12月に地方支分部局法令遵守室を設置し、平成21年3月に内部職員等の公益通報に係る外部通報相談窓口を設置したところであり、本年度末を目途にこれまでの取組の検証・評価を行い、その結果の公表、必要な見直しを行うことを検討する。
	国土交通省	国土交通省本省においては、それぞれ制度を所管している部局において、省内関係部局や各府省との調整を行い、検証・評価・公表等を行うことについて引き続き検討していく。
	環境省	当省の法令等遵守に係る取組について定期的な検証・評価を行い、その結果の公表を行うこと等について、他府省の検討状況を見つつ、引き続き検討を行う。

## Ⅱ 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進

### 1 不適正な会計経理防止対策の推進

#### (1) 不適正な会計経理の発生状況

国の行政機関における不適正な会計経理の発生状況(注)について、会計検査院の平成 18 年度から 20 年度の決算検査報告での指摘と各府省の 19 年度から 21 年度の内部監査等での把握結果を基に調査した結果、表 1 のとおり、平成 19 年度から 21 年度までの間に公表された不適正な会計経理の金額は、全 17 府省のうち 12 府省で総額約 20 億 5,800 万円となっている。不適正な会計経理が把握されていないのは 5 府省である。

(注) 不適正な会計経理には、国の行政機関が自ら執行する経費に係るものと、補助金(委託費を含む。以下同じ。)の交付を受けた地方公共団体等において執行される経費に係るものがある。

不適正な会計経理の総額の 3 年間の推移をみると、平成 19 年度は約 8,900 万円、20 年度は約 6 億 3,600 万円、21 年度は約 13 億 3,300 万円と増加傾向にある。

3 年間で把握された不適正な会計経理の合計金額を府省別にみると、最も多いのは農林水産省で約 6 億 700 万円(29.5%)、次いで、国土交通省が約 5 億 5,900 万円(27.2%)、財務省が約 3 億 4,500 万円(16.8%)等となっている。

なお、農林水産省分のうち約 4 億 8,100 万円(79.3%)、国土交通省分のうち約 5 億 3,200 万円(95.1%)が、補助金の交付を受けた地方公共団体等における不適正な会計経理となっている。

また、3 年間で把握された不適正な会計経理の総額約 20 億円のうち、会計検査院の決算検査報告で指摘された額は約 19 億円で、各府省の内部監査等で把握された額は約 1.6 億円となっている。

表 1

(単位：千円)

区分	府省名	不適正な会計経理が判明した年度			計
		平成 19 年度	20 年度	21 年度	
会計検査院の会計検査	内閣府				0
	宮内庁				0
	公正取引委員会				0
	国家公安委員会(警察庁)			20,106	20,106
	金融庁				0
	消費者庁				0
	総務省	1,845		4,306	6,151
	法務省	1,502			1,502
	外務省	2,381	11,914		14,295
	財務省	2,074	343,116		345,190
	文部科学省	46,511	31,908	36,138	114,557
	厚生労働省	24,100	45,648	111,743	181,491

	農林水産省		109,072	371,943	481,015
	経済産業省			92,690	92,690
	国土交通省		92,090	467,346	559,436
	環境省			40,180	40,180
	防衛省	9,867		29,524	39,391
	計	88,280	633,748	1,173,976	1,896,004
内部 監 査 等	国家公安委員会（警察庁）			32,953	32,953
	厚生労働省	300	2,549	315	3,164
	農林水産省			125,703	125,703
	防衛省			5	5
	計	300	2,549	158,976	161,825
合計		88,580	636,297	1,332,952	2,057,829

(注) 当省の調査結果による。

#### ア 物品・役務調達、補助金等の発生区分別の状況

不適正な会計経理の発生状況について、物品・役務調達、補助金等の発生区分別にみると、表2のとおり、3年間の合計金額の最も多いのは補助金で約11億7,000万円(56.9%)で、次いで、その他(国税の還付金、労災保険の給付金等)が約4億2,000万円(20.4%)、物品・役務調達が約4億1,000万円(19.9%)等となっている。平成21年度については、補助金が68.9%及び物品・役務調達が28.5%となっており、この二つで大半を占めている。

表2

(単位：千円、%)

発生区分		不適正な会計経理が判明した年度			計
		平成19年度	20年度	21年度	
国の行政機 関が自ら執 行する経費	物品・役務調達	300(0.3)	29,873(4.7)	380,215(28.5)	410,388(19.9)
	現金収受(資金前渡官吏)	15,595(17.6)	11,914(1.9)	29,524(2.2)	57,033(2.8)
	その他	26,174(29.5)	388,764(61.1)	5,350(0.4)	420,288(20.4)
	小計	42,069(47.5)	430,551(67.7)	415,089(31.1)	887,709(43.1)
補助金		46,511(52.5)	205,746(32.3)	917,863(68.9)	1,170,120(56.9)
合計		88,580(100.0)	636,297(100.0)	1,332,952(100.0)	2,057,829(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、合計欄に対する割合を示す。

3 「その他」は、国税の還付金、労災保険の給付金等に係るものである。

## イ 預け金、一括払い等の態様別の状況

不適正な会計経理の発生状況について、「預け金」、「一括払い」、「翌年度納入」等の態様別にみると、表3のとおり、3年間の合計金額の最も多いのは「預け金」で約6億9,200万円(33.6%)で、次いで、「翌年度納入」が約5億3,900万円(26.2%)、「その他職員の不正による損害等」が約5億円(24.3%)等となっている。平成21年度については、「預け金」が約5億8,900万円(44.2%)で最も多く、次いで、「翌年度納入」が約4億5,200万円(33.9%)、「一括払い」が約1億2,600万円(9.4%)等となっている。

表3

(単位：千円、%)

態 様	不適正な会計経理が判明した年度			計
	平成19年度	20年度	21年度	
預け金	46,511(52.5)	56,748( 8.9)	588,534(44.2)	691,793(33.6)
一括払い	0	26,234( 4.1)	125,648( 9.4)	151,882( 7.4)
差し替え	0	29,310( 4.6)	77,209( 5.8)	106,519( 5.2)
翌年度納入	300( 0.3)	86,152(13.5)	452,440(33.9)	538,892(26.2)
先払い	0	0	1,147( 0.1)	1,147( 0.1)
前年度納入	0	15,196( 2.4)	42,796( 3.2)	57,992( 2.8)
契約前納入	0	0	8,116( 0.6)	8,116( 0.4)
未納入	0	0	1,444( 0.1)	1,444( 0.1)
その他職員の不正による損害等	41,769(47.2)	422,657(66.4)	35,618( 2.7)	500,044(24.3)
合計	88,580(100.0)	636,297(100.0)	1,332,952(100.0)	2,057,829(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、合計欄に対する割合を示す。  
 3 主な不適正な会計経理の態様は、下表のとおりである。

態 様	説 明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、以後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を一括して支払っていたもの
差し替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載し、経費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日を記載するなどして経費を支出していたもの

契約前納入	契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載するなどして、物品が契約締結後に納入されたこととして経費を支出していたもの
-------	---

## ウ 本府省、地方支分部局等別の発生状況

不適正な会計経理の発生状況（補助金を除く。）について、本府省・地方支分部局等別にみると、表4のとおり、3年間の合計金額では、本府省が約8,900万円（10.0%）であるのに対し、地方支分部局等は約7億9,900万円（90.0%）となっている。

また、平成19年度及び20年度については、本府省での不適正な会計経理は把握されておらず、すべて地方支分部局等で把握されたものであるが、21年度は、本府省においても約8,900万円（21.3%）（注）の不適正な会計経理が把握されている。

（注）この内訳は、厚生労働省の「翌年度納入」約900万円、農林水産省の「翌年度納入」約850万円及び「前年度納入」約36万円並びに経済産業省の「預け金」約7,100万円である。

表4

（単位：千円、%）

府省名	不適正な会計経理が判明した年度									計		
	平成19年度			20年度			21年度			本府省	地方支分部局等	計
	本府省	地方支分部局等	計	本府省	地方支分部局等	計	本府省	地方支分部局等	計			
国家公安委員会（警察庁）			0			0	0	43,880	43,880	0	43,880	43,880
総務省	0	1,845	1,845			0			0	0	1,845	1,845
法務省	0	1,502	1,502			0			0	0	1,502	1,502
外務省	0	2,381	2,381	0	11,914	11,914			0	0	14,295	14,295
財務省	0	2,074	2,074	0	343,116	343,116			0	0	345,190	345,190
文部科学省			0			0			0			0
厚生労働省	0	24,400	24,400	0	48,197	48,197	8,989	75,311	84,300	8,989	147,908	156,897
農林水産省			0			0	8,870	116,833	125,703	8,870	116,833	125,703
経済産業省			0			0	70,697	20,800	91,497	70,697	20,800	91,497
国土交通省			0	0	27,324	27,324			0	0	27,324	27,324
環境省			0			0	0	40,180	40,180	0	40,180	40,180
防衛省	0	9,867	9,867			0	0	29,529	29,529	0	39,396	39,396
合計	0 (-)	42,069 (100.0)	42,069 (100.0)	0 (-)	430,551 (100.0)	430,551 (100.0)	88,556 (21.3)	326,533 (78.7)	415,089 (100.0)	88,556 (10.0)	799,153 (90.0)	887,709 (100.0)

（注）1 当省の調査結果による。

2 補助金に係るものは除いている。

3 合計欄の（ ）内は、計欄に対する割合を示す。

4 「本府省」は、外局を含む。「地方支分部局等」は、特別の機関の出先機関及び施設等機関並びに都道府県警察（国庫支弁経費）を含む。

## (2) 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施

各府省における平成 21 年 4 月から 22 年 5 月までの間の不適正な会計経理防止対策の実施状況について、①国の行政機関が自ら執行する経費に係るものと、②補助金の交付を受けた地方公共団体等において執行される経費に係るものとに区分して調査した結果、以下のとおり、これまでに把握された各府省や補助金交付先で把握されている不適正な会計経理の実態を踏まえて、その再発防止対策を講じている府省がある一方で、特段の対策を講じていないものがみられた。

### ア 国の行政機関が自ら執行する経費についての不適正な会計経理防止対策の実施状況

① 国の行政機関が自ら執行する経費について、不適正な会計経理防止対策を講じているのは、表 5 のとおり、15 府省である。2 府省（宮内庁及び金融庁）では、会議等で「預け金」等の不適正な会計経理の態様を説明し、その防止に努めるよう周知しているものの、それ以外は特段の対策を講じていない。ただし、いずれも、平成 19 年度以降、国の行政機関が自ら執行する経費に係る不適正な会計経理の指摘等はない。

不適正な会計経理防止対策を講じている 15 府省のうち、平成 19 年度以降、自府省に対する不適正な会計経理の指摘等があったのは 11 府省で、他の 4 府省（内閣府、公正取引委員会、消費者庁及び文部科学省）は、自府省に対する不適正な会計経理の指摘等はなかったものの、他府省に対する指摘状況等を踏まえて、同様の問題が生じないように、必要な対策を講じている。

表 5

府省名	制度・運営の改善に係る対策			職員の意識改革	その他	計
	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化			
内閣府	—	○	—	○	—	○：2
宮内庁	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	—	○	—	—	○：1
国家公安委員会（警察庁）	○	○	○	○	○	○：5
金融庁	—	—	—	—	—	—
消費者庁	—	—	—	—	○	○：1
総務省	○	—	—	○	○	○：3
法務省	—	—	○	○	○	○：3
外務省	—	○	○	—	○	○：3
財務省	—	—	○	—	○	○：2
文部科学省	—	—	○	○	○	○：3
厚生労働省	—	○	○	—	○	○：3
農林水産省	○	○	○	○	—	○：4
経済産業省	—	—	○	○	—	○：2

国土交通省	—	○	○	—	○	○ : 3
環境省	—	—	○	○	—	○ : 2
防衛省	—	—	○	—	○	○ : 2
合計	○ : 3	○ : 6	○ : 12	○ : 8	○ : 10	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 主に各府省の本府省における取組について調査した。  
3 主な不適正な会計経理防止対策は、下表のとおりである。

区 分	説 明
予算執行の見直し	納入期限の確保、物品調達発注の原則2月末までの実施等
物品の調達・管理体制の見直し	納品書等の記載内容（納入年月日、数量等）の確認、納品書等の5年間保存、専門性の高い業務に精通している職員を検査職員に任命、契約担当者と検査担当者の分離、複数職員による検査の実施等
監査機能等の強化	行政機関の書類と事業者の帳簿等の突き合わせ、事業者からの聞き取り、外部通報の仕組みの導入等
職員の意識改革	所属長の会計経理責任者としての自覚の徹底、発注者綱紀保持研修の実施等
その他	・会計検査院の指摘事項等の周知及び適正な予算執行の徹底の周知 ・現金收受（資金前渡官吏）等に係る職員の不正防止対策で、預け金等の不適正会計経理に係る対策以外のもの

- ② 対策の内容等を調査したところ、次のような状況がみられた。
- i 不適正な会計経理の指摘等があった府省では、いずれも、当該指摘等があった際に、関係部局等に通知を発出するなどして、関係法令に基づく会計経理の適正な実施を周知・要請している。
  - ii 各府省が講じている不適正な会計経理防止対策の内容は、表5のとおり、大別して、予算執行の見直し、物品の調達・管理体制の見直し、監査機能等の強化、職員の意識改革及びその他に分けられる。監査機能等の強化を挙げているのは12府省と最も多く、次いで、職員の意識改革が8府省、物品の調達・管理体制の見直しが6府省、予算執行の見直しが3府省となっている。なお、その他（現金收受（資金前渡官吏）等に係る不正防止等）も10府省ある。

不適正な会計経理防止対策の主な具体例は、表6のとおりであり、一定の効果を上げている。



表 6

No	区分	対策の内容	府省名	効果等
1	物品の調達・管理体制の見直し	物品等の納入に当たり、事業者から納入年月日や数量等が記載された納品書等の提出を求め、その記載内容の確認を行うとともに、当該納品書等の5年間保存を義務付け	国家公安委員会 (警察庁) 農林水産省 国土交通省	国家公安委員会(警察庁)は、平成21年度の内部監査(会計監査)で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、物品・役務調達で23機関2,952万円、補助金で7機関343万円(都道府県費を含む補助対象経費の額)の不適正な会計経理を指摘 農林水産省は平成22年2月から、国土交通省は同年3月から適用
2	監査機能等の強化	物品調達等の契約に係る内部監査(会計監査)において、従来から行っていた監査対象機関が保有する関係書類のチェックに加え、当該関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせや、事業者からの聞き取り調査を実施	国家公安委員会 (警察庁)	平成21年度の内部監査(会計監査)で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、物品・役務調達で23機関2,952万円、補助金で7機関343万円(都道府県費を含む補助対象経費の額)の不適正な会計経理を指摘(再掲)
			厚生労働省	平成17年度から、事業者と契約日(見積書提出日)と納品日を文書で照会しており、19年度から21年度までに、計7機関316万円の不適正な会計経理を指摘
			農林水産省	平成21年度の内部監査(会計監査)等で、契約業者に納品日等の確認や聞き取りを行った結果、物品・役務調達で59機関1億2,570万円の不適正な会計経理を指摘
3	職員の意識改革	地方支分部局等に対する内部監査(会計監査)の際に、監査対象機関の会計担当者に対して法令遵守意識の啓発等を図るための研修を実施	環境省	環境省は、左の対策の効果について、「会計担当者及び監督職員の法令遵守意識の改革が進み、物品や役務の調達に関する不適正な会計経理の防止に注意が払われ、適正な予算の執行がなされている。」と説明

(注) 当省の調査結果による。

iii 各府省の不適正な会計経理防止対策の内容をみると、①職員の意識改革を図るため、予算は使い切ることが望ましいとする考えや公金を取り扱うことへの責任の重要性に対する認識不足の指摘を踏まえ、契約担当職員に対する実効ある指導・教養の実施と効果の定期的な検証を行うとしているものや、②年度末の執行残額を勘案して業者への架空取引の指示等により「預け金」として保有させて、後日、これを利用して正規の手続によることなく物品を納入させるなどしていた例について、チェックポイントとして、計画的な予算執行と検収業務の確実な実施を挙げているもの、③発注者の綱紀保持研修で、予算執行に当たって、「不要を出してはならない」という認識の是正及び関係法令等の遵守が国家公務員の責務であるという意識を徹底するとしているものがある。

また、平成21年10月の内閣官房国家戦略室の予算編成のあり方に関する検討会での論点整理(平成21年10月19日)においては、「予算を毎年度編成し国会で議決する単年度原則は、憲法上の重要なルールではあるが、予算執行の現場では、予算を年度末に無理やり使い切るといったムダが生じているとの指摘がある」(【第3の柱】年度末の使い切り等、ムダな予算執行の排除)とされ、「予算編成等の在り方

の改革について」(平成21年10月23日閣議決定)において、「年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除」のための方策(予算執行監視チームの設置等)が決定されている。

さらに、政府においては、予算使い切りの慣習の是正を促すため、平成22年2月の副大臣会議及び同年3月の閣僚懇談会において、内閣府特命担当大臣(行政刷新)等から、各省大臣等に対して、予算の適正な執行に係る周知・徹底を要請している。これを受けて、「年度末における予算の適正な執行に係る周知・徹底について」(平成22年3月12日付け事務連絡)により、内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室から各府省に対し、各職場への一層の浸透を図るため、①当年度予算での新たな物品購入、委託、工事、出張等については、必要性を十分精査し、不要不急の物品購入等を行わないこと、②当年度予算について、実際の需要が必ずしも明確ではないにもかかわらず、全額消化すべきとの指示をしないことの2点について、周知・徹底するよう要請するとともに、財務大臣に対し、予算査定時に、旅費や庁費の使い残し額について、予算減額に直結させないよう要請していること、また、年度末の予算執行状況についての調査を行い、必要に応じ公表することとしていることが通知されている。

(参考)「職員の声」の窓口に「当年度予算を全額執行するよう事業担当部局から指示が出ている」、「旅費予算が余りそうだから適当な理由を付けて出張するという動きがあるが、不要な予算執行を即時撤廃し、余った予算は来年度へ繰り越すよう指示を出すべき」等の意見が複数寄せられている。

この予算の使い切りの慣習の是正については、現在各府省において所要の取組が進められているところであり、不適正な会計経理防止対策の中にも、例えば、計画的かつ効果的な予算執行を推進し、年度末における不要な物品調達を防止する観点から、物品管理官から契約担当職員への契約措置要求は原則として2月末までに行う等の方策が盛り込まれている府省もみられるが、各府省においては、今後更にその取組を徹底していく余地があるものとみられる。

## イ 補助金についての不適正な会計経理防止対策の実施状況

- ① 補助金を交付している15府省(注)における補助金に係る不適正な会計経理防止対策の実施状況をみると、当該対策を講じている府省は、表7のとおり、8府省である。他の7府省では、いずれも、平成19年度以降、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等はないこともあって、補助金に係る法令等に定められた手続の厳格な実施等を図っているものの、それ以外は特段の対策を講じていない。

(注) 宮内庁及び公正取引委員会は、補助金を交付していない。

補助金に係る不適正な会計経理防止対策を講じている8府省のうち、平成19年度以降、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等があったのは7府省で、他の1府省(防衛省)は、自府省に対する不適正な会計経理の指摘等はなかったものの、他府省に対する指摘状況等を踏まえて、同様の問題が生じないように、必要な対策を講じているものである。

表 7

府省名	制度・運営の改善に係る対策							職員の意識改革	計
	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	その他					
				公共事業補助金の使途基準の明確化、額の確定審査の厳格化	公共事業の補助対象から事務費を除外(平成 22 年度から)	研究機関における補助金(研究費)の管理・監査ガイドラインの作成・点検	その他		
内閣府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国家公安委員会(警察庁)	○	○	○	—	—	—	○	○	○ : 5
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	—	○	○	—	—	—	○	—	○ : 3
法務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	○	○	○	—	—	○	—	○	○ : 5
厚生労働省	—	○	○	—	—	—	○	—	○ : 3
農林水産省	—	—	○	○	○	○	○	—	○ : 5
経済産業省	—	—	○	—	—	—	○	—	○ : 2
国土交通省	—	—	○	○	○	—	○	—	○ : 4
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	—	—	○	—	—	—	—	—	○ : 1
合計	○ : 2	○ : 4	○ : 8	○ : 2	○ : 2	○ : 2	○ : 6	○ : 2	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 主に各府省の本府省における取組について調査した。

② 対策の内容等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- i 補助金に係る不適正な会計経理の指摘等があった7府省では、いずれも、不適正な会計経理の指摘等があった際に、関係者に通知を発出し、関係法令に基づく会計経理の適正な実施を周知・要請するとともに、それぞれ、表8のような対策を講じている。
- ii 各府省が講じている不適正な会計経理防止対策の内容をみると、制度運営の改善に係る対策としては、表7のとおり、予算執行の見直し(2府省)、物品の調達・管理体制の見直し(4府省)及び監査機能等の強化(8府省)のような国の行政機関が自ら執行する経費についての不適正な会計経理防止対策と同様の対策が講じられている。このほか、①公共事業補助金に係るものとして、補助金の使途基準の明確化、額の確定審査の厳格化(2府省)及び補助対象からの事務費の除外(平成22年度から)(2府省)、②研究機関における補助金(研究

費)に係るものとして、その管理・監査ガイドラインの作成・点検(2府省)等が行われている。

不適正な会計経理防止対策の主な具体例は、表8のとおりであり、一定の効果を上げているものもみられる。

表8

No	区分	対策の内容	府省名	効果等
1	物品の調査・管理体制の見直し	物品等の納入に当たり、事業者から納入年月日や数量等が記載された納品書等の提出を求め、その記載内容の確認を行うとともに、当該納品書等の5年間保存を義務付け(再掲)	国家公安委員会(警察庁)	平成21年度の内部監査(会計監査)で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、補助金について、7機関で343万円(都道府県費を含む補助対象経費の額)の不適正な会計経理を指摘(再掲)
		補助金の使用に係る帳簿や証拠書類の補助事業終了後5年間保存や、補助金に係る国への精算報告書に帳簿・証拠書類の写しの添付を義務付け	文部科学省	平成22年度から適用
			厚生労働省	平成22年度から適用
2	研究機関における補助金(研究費)の管理・監査ガイドラインの作成・点検	研究機関に交付する補助金(研究費)について、①補助金の管理に係る責任体制・事務処理手続等の明確化、②不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、③内部牽制機能の強化等を求めるガイドラインを作成(平成19年) また、ガイドラインの実施状況について、毎年国への報告を求めるとともに、補助額の大きい機関等について現地調査を実施	文部科学省	毎年度、約1,600研究機関に実施報告書の提出を求め、その内容の分析結果を公表するとともに、毎年度現地調査を実施(平成19年度30機関、20年度95機関及び21年度52機関)
			農林水産省	毎年、数機関を対象に(平成21年度は5機関)、補助金(研究費)に係る経理処理状況の調査とガイドラインに基づく体制整備状況を調査。また、事業説明会でコンプライアンス意識を徹底 平成22年度以降も、引き続き同様の取組を実施予定

(注) 当省の調査結果による。

iii ただし、平成19年度以降、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等があった7府省のうち、当該指摘事項を内部監査(会計監査)の重点等として必要な検証を行っている府省(国家公安委員会(警察庁)、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)がある一方で、総務省及び厚生労働省は、内部監査(会計監査)において特にそのような取組を行っておらず、不適正な会計経理防止対策については、指摘があった補助金に限られている。

(所見)

したがって、関係府省は、国の行政機関が自ら執行する経費及び補助金に係る適正な会計経理を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 国の行政機関が自ら執行する経費について、

- i 各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等を行わないこと、また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと」との政府方針を踏まえた取組を徹底すること。
- ii 近年、不適正な会計経理の指摘等がないこともあり、特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、予算使い切りの慣習を是正するとの政府方針を踏まえ、「納品書等の5年間保存の義務付け」や「契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査」等の不適正な会計経理防止対策を講ずることにより一定の効果を上げている事例にかんがみ、必要な対策を講ずること。

(宮内庁、金融庁)

② 補助金について、

- i 近年、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等がないこともあり、特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、① ii と同様の観点から、必要な対策を講ずること。
- ii 不適正な会計経理の指摘があった補助金についてのみ再発防止対策を講じている府省は、他の補助金についても、内部監査（会計監査）の監査事項とするなど、必要な対策を講ずること。

(内閣府、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、環境省)

(総務省、厚生労働省)

## 2 不適正な会計経理に関する内部監査（会計監査）の強化

各府省は、会計経理の合規性、適正性、経済性、効率性等を確保する観点から、必要な内部監査（会計監査）部門を置き、毎年度会計監査計画等を定めて計画的に監査業務を行っている。

各府省における適正な会計経理を確保するためには、内部監査（会計監査）が果たす役割は重要であり、「預け金」等の不適正な会計経理が指摘された府省が講じた再発防止対策をみても、ほとんどの場合、内部監査（会計監査）機能の強化が盛り込まれている。また、内部監査（会計監査）の際に、再発防止対策が有効に機能しているか点検を行い、不十分な場合には、必要な改善を指摘するとともに、改善措置状況をフォローすることも重要な役割である。

今回、全府省（17府省）における平成21年4月から22年5月までの間の不適正な会計経理等に関する内部監査（会計監査）の実施状況を調査した結果、次のような実態及び問題点がみられた。

① 近年、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達で「預け金」等の不適正な会計経理の指摘等があった府省の大半は、当該指摘等に係る事項を内部監査（会計監査）計画等に監査の重点事項として明確に位置付けるとともに、監査手法を見直し、新たに、監査に必要な書類として納品書等の5年間保存の義務付け、契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査等を行うなど、内部監査（会計監査）の強化を図っている。（5府省：国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省）

他方、当該指摘等があった府省の一部及び当該指摘等が特になく府省の多くは、基本的に従来からの監査事項や監査手法を継続しており、公共調達における「預け金」等の不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるなどの取組を行っていない。（8府省：内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省及び経済産業省）

また、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達で「預け金」等の不適正な会計経理の指摘等（職員の不正を除く。）はないものの、他府省において当該指摘等があることなどを踏まえ、平成21年度以降の会計監査計画に、重点項目の一つとして、①「預け金」や「翌年度納入」などの不適正な会計経理等が発生することのないよう内部牽制の充実を図っているか、②年度末の駆け込み執行や不要不急な執行が行われないよう計画的に執行しているか、③納品検査をどのように行っているかなどを盛り込んでいる府省がある。（4府省：公正取引委員会、財務省、文部科学省及び防衛省）

なお、職員の不祥事（公金領得）の指摘があった府省においては、内部監査（会計監査）の中で、当該指摘事項と同様な事例の発生の有無について確認している。（7府省：総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省）

② これらのほか、内部監査（会計監査）計画に定められた監査事項の一部しか監査していない例がある。（財務省）

(所見)

したがって、関係府省は、適正な会計経理を確保するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における「預け金」等の不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を内部監査（会計監査）計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査（会計監査）の強化を図ること。

(内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省)

- ② 内部監査（会計監査）計画で定めた監査事項の一部を行っていない府省は、監査の実効性を確保する観点から、必要な見直しを速やかに行うこと。  
(財務省)